

JPCA NEWS

Vol.

16

2018年5月

公益社団法人日本写真家協会(JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会(APA)
一般社団法人日本写真文化協会(文協)
日本肖像写真家協会(日肖像)
一般社団法人日本写真作家協会(JPA)
全日本写真連盟(全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)
日本自然科学写真協会(SSP)
日本風景写真協会(JNP)
公益社団法人日本写真協会(PSJ)

正会員団体 ■ 10団体



「蒼空に映える白い客船」

写真: 足立 寛 HJPI320100000050

CONTENTS

- P2 最新ニュース
2018JPS展記念講演会レポート
映像著作権セミナーレポート
- P3 CP+ 2018 写真展レポート 「後世に遺したい写真」
- P4 スペシャルレポート 動画と静止画の著作権(4)
- P6 コンクールはだれのもの？

2018JPS展記念講演会**「写真の著作権がわかれば肖像権なんか怖くない！」**

「写真コンテスト応募要項の問題点」と、「状況別に考えるスナップ写真の実践」について5月19日、東京都写真美術館1Fホールに於いて日本写真家協会(JPS)による講演会(日本写真著作権協会(JPCA)との共催)が開かれた。写真愛好家に向けて、著作権や肖像権に関するトラブルを避けるために役立てて欲しいと開催したもので約190人が会場を埋め尽くした。

第一部では、著作権と肖像権について、近藤美智子弁護士(虎ノ門総合法律事務所)による解説が行われ、写真の著作権はプロだけではなく写真愛好家にも大切な財産であるとの説明がされた。

第二部は、写真家・加藤雅昭氏(JPS著作権担当理事、JPCA理事)、佐々木広人氏(『アサヒカメラ』編集長)が加わり3名のパネリストによるディスカッション形式で進められた。近年、多くの写真公募展で目立つようになった応募作品の「著作権譲渡」と、「著作者人格権不行使」の特約によって応募者に生じてしまう不利益について、パネリストそれぞれの立場による丁寧な解説が行われた。次に、多くの実例写真を例にあげながら、スナップ写



写真:小林 みのる HJPI320100002774

真撮影現場での問題点や、撮る側と撮られる側の権利など、法的な見解も含めた活発な意見が交わされた。

質疑応答でも、やはり、スナップ撮影時に発生してしまったトラブルに関する質問があがり、その具体的な対応について実例を交えた解説が行われた。

2018年6月23日、名城大学ナゴヤドーム前キャンパスDSホール / 7月14日、京都市国際交流会館イベントホールにて、同パネリストによる講演会が開催されます。

JAVCOM映像著作権セミナーを開催

テレビ、映画、動画配信など、映像制作ビジネスにおける著作権の扱いについて3月8日、東京・西麻布で実務セミナーが開かれた。NPO法人日本ビデオコミュニケーション協会(JAVCOM)が、映像制作に携わる人に向けて今後のビジネスに役立ててほしいと開催したもので、映像制作にまつわる複雑な権利関係について実務関係者約140人が耳を傾けた。

映像制作上の権利関係について、TBSテレビ・ビジネス法務部の日向央・担当局長がレクチャーした。著作権の条文を押さえた上で、ドラマ「半沢直樹」などを例に、音楽やドラマなど実演を伴うものについて、放送する場合やDVD化する時の注意点を述べた。コンテンツを利用する立場から、権利処理の必要性をフローチャートで解説した。このほか応用美術や肖像権、写り込みなど、著作権をめぐる最新状況にも触れた。

また、番組制作上の法的注意点について、レイ法律

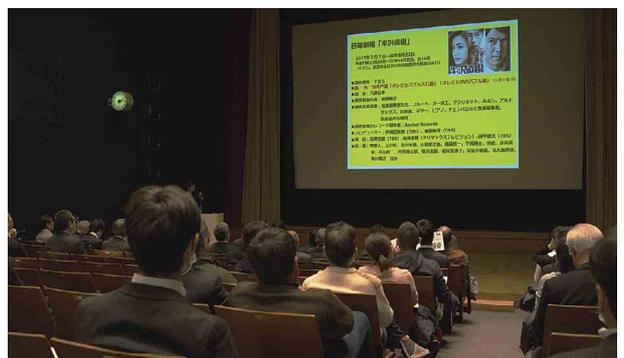


写真:棚井 文雄 HJPI320600000334

事務所の河西邦剛弁護士が話した。番組制作上トラブルがあり、クレームがついた場合の具体的な対応を、寸劇をまじえて解説した。

JAVCOMは映像技術や映像ビジネスに関するセミナーなどを催しており今回で151回目。年3回のセミナーのほか、勉強会などを開いている。

CP+ 2018イベント

過去から未来へのメッセージ 「後世に遺したい写真」

去る、3月1日～4日までCP+ 2018特別展示として、クイーンズスクエア横浜「みなとみらいギャラリー」に於いて、日本写真家協会(JPS)の日本写真保存センター(代表・田沼武能)が収集保存している約30万点の貴重な写真原版の中から、1920年代から2000年代までに撮影された写真原版を使い、過去から未来へのメッセージ「後世に遺したい写真」をテーマに写真展が開催された。会期中の4日間で約7,000人の来場者が訪れた。

この写真展はギャラリーA・Bを使い、名取洋之介・渡辺義雄から現代までのドキュメンタリー写真、我が国の文化財の記録をはじめ、日本人の暮らしぶりを記録した写真約100点を展示し、近現代写真史として紹介された内容であった。出展した主な写真家は、吉岡專造、緑川洋一、野水正朔、岩宮武二、山端庸介など36名と団体。

またギャラリーCでは、日本写真保存センターの収集・保存のプロセスを紹介するコーナーを設けた。

この写真展に合わせて、パシフィコ横浜会議センターに於いて写真評論家・飯沢耕太郎氏と写真家・松本徳彦氏により、展示作品の時代背景や写真が語るメッセージを分かりやすく解説するセミナーが開催された。

「日本写真保存センター」は日本写真家協会の中に所属する組織で、歴史的に貴重な写真原板を後世に遺すために文化庁から委嘱され活動している。遺すべき写真フィルムや写真乾板を収集・整理し、デジタルアーカイブ化と写真原板の保存を進めている。

<日本写真保存センターホームページ>

<http://photo-archive.jp/>



写真:松本 徳彦 HJPI320100001462

動画と静止画の著作権(4) 写真と映画の法律上の違い

カメラの進歩に伴って、動画と静止画の境界線はますます不明瞭になってきている。小誌では、この1年間、シリーズで写真と映画の著作権の取り扱いについて、様々な角度からの検証を試みてきたが、いよいよ核心に迫りつつある。今回は写真と映画の法律上の相違点や立法の経緯、さらにその解釈について高樹町法律事務所の桑野雄一郎弁護士に解説していただいた。



写真:田井 宏和 HJPI32080000584

著作権法における「写真」と「映画」の区別 —立法の過程

—著作権法では「写真の著作物」と「映画の著作物」は独立したものとして扱われています。そもそもこの区別はなぜ生まれたのでしょうか？

桑野 ▶ 基本的に映画の著作物とは劇場用映画のことを指すもので、映画館で多くの人々が鑑賞するものを想定していました。しかし法律には具体的な映画の定義はされていません。「映画と同様の手法を用いて作られるもの」を映画に含むという規定があるだけで、映画とは何かという明確な例示はありません。これは現行著作権法が作られた1971年当時には、定義するまでもなく、映画は劇場用映画、そしてせいぜいTV番組を示していたからです。

劇場用映画は多額の費用をかけて制作されるので、その投資を確実に回収できるようにするという目的がありました。その中で頒布権など、広大な隣接権が設定されてきたわけです。それがその後時代が変わってテレビドラマなども「放送用映画」として認められるなど、映画の著作物が急拡大してきたということになります。しかしこの時点では映画と写真は全く違う機材を用いて全く違う制作方法で作られていたので問題は起こりませんでした。ところが技術の進歩によって写真と映画の境目がなくなるボーダレス化が進み、現在に至っています。

拡大解釈の連鎖

—技術の進歩によるボーダレス化と並行して、映画の著作物の定義や解釈が拡大の一途を辿ってきたわけですね。

桑野 ▶ 特徴的な司法の判断として、ゲームソフトが映画の著作物として認められた最高裁の判例があります。これも急激な技術の進歩の中、頒布権や譲渡権を整理する過程で生まれた厄介な解釈です。今となってはゲームソフトを映画の著作物としないほうが座りの良いものになるのではないかと思います。

動いていればすべて映画なのか？

—こうした拡大解釈と技術の進歩によって、写真と映画の境界がますます不明瞭になってきているわけですね。しかし法律には明瞭な区別があるのが事実です。実態として、写真と映画はどう区別されるべきなのでしょう？ また、同じ機材、同じ手法で撮影することが可能となった今、法律はその境界線をどこに求めるのでしょうか？

桑野 ▶ 動く映像と止まっている写真という区別は明らかです。しかし写真も何らかの手法で動き出した途端に

映画とみなされる可能性が極めて高いと言えます。かつては考えられなかった高速度の連写が可能となった今、その写真を連続的に見せて動かせばそれを映画でないとするロジックは説明がつかないでしょう。

一われわれ写真家は今まで音声とは切り離された世界で表現を行ってきました。セリフや音楽、環境音などのない動画は映画たり得るのでしょうか？

桑野 ▶ 旧著作権法では無声映画を想定していたはずで、新法に切り替わった時点でも無声映画を除外するという判断はされていません。音と切り離された映画が映画と言えるのかという観点は非常に興味深いものですが、そうした考え方は法律では採られていないと思います。

映画の中の音楽や、挿入された写真などはそれぞれ権利が発生するものですが、それが映画に組み合わせられることですべて映画の著作物に取り込まれるという考え方をしています。映画の権利が膨らみすぎて、隣り合わせの位置にいる写真と映画の権利の取り扱いがドラスティックに変わってしまうのは一つの問題点だと思います。

法律が取り残されているのではないか？

一進化を続けることは社会の宿命でもありますが、それに伴い、社会を支える法律が現場にそぐわなくなることがあると思います。今後、法改正などの可能性はあるのでしょうか？

桑野 ▶ 著作権法に限らず、法律の趣旨と実態がかけ離れてしまっているものは多くあります。著作権法について言えば文化庁が所管する法律ということになりますが、法律を改正するとなると社会的な要求の高まりなどのきっかけが必要ですし、権利者の意見を無視することはできません。なかなかハードルが高いと言えます。ただ、例えば電子書籍に著作権が付与されました

が、そのコンテンツの中に少しでも動画が含まれると映画の著作物と扱われてその部分については著作権を得ることができない可能性があるなど、明らかに不合理と言える事象も起こっています。

現状では、裁判所でも訴訟などが起きた場合に写真と映画の境界線を明示することは踏み込みたくないところだと思います。今の流れでは映画とされることが多くなるでしょう。どこかの時点できちんと整理する必要はありますね。

様々なメディアを一体化することが容易にできる現代、電子書籍のコンテンツの一部として動画を取り入れたつもりが実はそれが著作権の対象外の「異物」となってしまう。なんとも恐ろしいねじれ現象である。

本来、劇場用映画を想定して組み立てられた映画の著作権。立法当時は巨額の投資と多くの人材を投入して制作されていた映画をビジネスとして成立させるには、権利の保護は欠かすことができなかった。しかし今やYouTubeに代表される動画投稿サイトにはほんの数人、時にはたった一人で制作されたクオリティの高い動画が多数見受けられる。現在では、拡大を続けてきた映画の著作物という概念自体が立法当時の実態とあまりにかけ離れているように思える。

映画産業は現在も経済的に広い裾野を持つ重要な産業の一つである。これを保護することに議論の余地はないが、今後、現行法ではコントロールできない事態も発生するだろう。

このような時代に我々写真家はどうやって創作活動を続けていけば良いのだろうか？ 次回はそのヒントを探ってみたい。

(記：岡野一之)

プロフィール

桑野雄一郎 (くわの ゆういちろう)

1993年弁護士登録。骨董通り法律事務所、東京藝術大学・大学院講師、最高裁判所司法研修所教官、成蹊大学法科大学院講師などを経て2018年に高樹町法律事務所を設立。2016年には米国Best Lawyersより"Best Lawyers in Japan"に選出。

コンクールはだれのもの？

—コンクールにおける著作権譲渡と 著作者人格権不行使特約について考える—

山口大学 知的財産センター教育部門
特命准教授 小川 明子

写真や美術作品を対象としたコンクール（あるいはコンテスト*1）では、著作権を主催者に譲渡し、著作者人格権の不行使特約を結ぶことが、ほぼ「慣例化していると信じられている」事実がある。入賞した後で、作品の取り扱いについて何かクレームがあったりするとコンクール主催者側の手間がかかるからかと思いきや、実は別の側面もありそうである。すなわち、通常の写真家に頼む費用を削減するために、広くコンクールで写真の応募を募り、その著作権を主催者側に譲渡させるという新たな（非常にけしからん）魂胆をもった企業や地方自治体といった主催者さえも現れている。

コンクールの実態は如何に。音楽や文芸、美術などの様々な著作物についてそれぞれのコンクール応募作品の著作権はどうなっているのだろうか。

音楽コンクールの場合

まず音楽コンクールである。作曲家を対象としたコンクールは、数は多くはないが、（おそらく）著名なものがいくつもある。少しネット検索を試みただけで、日本音楽コンクール作曲部門（毎日新聞社主催）、全国作曲コンクール（Sony Music主催）、TIAA全日本作曲家コンクール（東京国際芸術協会主催）の3件がヒットした。興味深いことは、著作権についてはすべて著作者に帰属するとしているか、あるいは、無記載であるということである。著作者人格権の不行使を要請する余地はここには存在しないかのように見える。

文芸コンクールの場合

文芸はどうだろうか。「新潮新人賞（新潮社）」の場合、「当選作の出版権は小社に帰属します」*2と記載される。なるほど、著作権ではなく出版権である。「すばる文学賞（集英社）」では、「受賞作の出版、電子書籍の配

信、および映像化等に関する諸権利は弊社が管理するものとする」*3と記載される。そうすると、受賞したらこの会社から出版や電子出版をして、さらに映画化する場合にも、この会社が管理するということであり、著作権を譲渡することにはならない。マンガについても同様である。

美術コンクールの場合

では、美術はどうだろうか。岡本太郎現代芸術賞（TARO賞）では、応募資格に「作品を自ら制作し、その著作権を有する個人または団体」*4と明記される。「審査員を驚かす「ベラボーな作品」を期待するとしており、著作権の帰属云々とは遠いところで作品を熱烈募集しているようである（岡本さんは、著作権より作品だと思っているに違いない）。

ところが、それ以外の多くのコンテスト/コンクールでは、きっぱりと主催者に著作権が帰属すると明記される。写真についても同様である。

著作権譲渡の効果

しかし、最初に挙げた費用削減が目的でなかったとした場合、いったいどのような場合を想定して著作権の譲渡や著作者人格権の不行使を求めるのだろうか。具体的な使用の場面を想定してみると、音楽や文芸といった作品の応募に関してはその賞をとったことでニュース等として使用する以外には、著作者人格権の不行使特約といったものはない。しかし、懸案の写真及び美術(以下、視覚芸術著作物)については、二科展のような「コンテスト」を除いては、子供のものから大人対象のものまで、著作権の譲渡と著作者人格権の不行使特約がもれなくついてくる。

視覚芸術著作物に関しては、譲渡や不行使特約が必要不可欠であるかのように見える。しかし、そのような対応をすることで、本当に企業側にとって有利な状況を生み出しているのだろうか。

一方で、コンテスト等に応募のために著作権を譲渡した場合であっても、著作権の登録を行わないと、第三者に対抗することはできないという事実がある*5。すなわち、コンテスト等に応募した作品について、応募者(Bさん)は応募前にその著作権を第三者(Aさん)に譲渡してしまっていて、さらに、コンテスト応募を行うことでその応募要項によって著作権がコンテスト主催者(C社)に譲渡されるといった二重譲渡が発生してしまっていた場合、譲渡自体は、契約当事者(BとC)間の合意によって成立していたとしても、それ以外(A)に対してはその効力が及ばないということである。本当に第三者が出てきたとしても、著作権はコンテスト主催者にあると主張したいのであれば、登録という手間をかける必要があること

になる。

そうすると、コンテスト受賞者の作品を「広報等の目的で使用するためだけ」であれば、確かに著作権の登録等の手間をかけてまで、応募者の著作権を移転する理由があるのかといった素朴な疑問も沸く。また、「コンテスト開催とその結果発表といった用途に限定」するのであれば、著作者人格権の不行使特約といった契約を締結する必要性はあるのだろうかということにもつながる。

根本にあるのは、著作者と利用者における著作物の存在意義の差異ではないかと考える。著作者にとって著作物は時には我が子であり時には創作の成果物である。しかし、商業的あるいは業務上「利用」する側にとって最も重要なのは、利用上の便宜と利用しやすさであるとき、両者の著作物の最も好ましい使用方法が同じであることはない。

「noblesse oblige」とは、高貴な立場の者には社会的義務や責任が生ずるというフランス語の表現である*6。当時は貴族の義務をさしていたのだろうが、コンクールというものが現代社会においてこれから社会に認めてもらおうという芸術家の卵を応援する仕組みであると(拡大)解釈すれば、コンクール主催者には、まさにこの精神が求められる。目先の利益や費用削減のために芸術家を利用する企業に輝かしい未来はない。

プロフィール

小川 明子 (おがわ あきこ)

山口大学知的財産センター 特命准教授
早稲田大学知的財産法制研究所
招聘研究員 博士(法学)



写真:小林 淳 HJPI320100002773

*1. コンテストは英語のcontest から、コンクールは仏語のconcourからきている。

*2. <http://www.shinchosha.co.jp/prizes/shinjinsho/> 第50回 応募規定

*3. <http://subaru.shueisha.co.jp/bungakusho/index.html> 第42回 応募要項

*4. <http://www.taro-okamoto.or.jp/info/taroaward.html> 第21回 岡本太郎現代芸術賞

*5. 第七十七条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

一 著作権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。)若しくは信託による変更又は処分の制限

二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限

*6. 『《諺》位高ければ徳高かるべし(貴族はその身分にふさわしくふるまわねばならない)』ロワイヤル仏和辞典(旺文社)1994 p1260

※本稿は、小川明子著「たのしい著作権法-2018年版」(山口ティール・エル・オー)の中のコラムに加筆修正したものである。

第39回SSP展「自然を楽しむ科学の眼2018-2019」 日本自然科学写真協会 後援 環境省



石黒久美 クサボタンの実



広畑政巳 庭に万華鏡



飯田能之 アオリイカのメス

富士フィルムフォトサロン

- 東京展 2018年5月18日(金)～5月24日(木)
- 大阪展 2018年6月22日(金)～6月28日(木)

- 京都展 AMS写真館ギャラリー
2018年7月6日(金)～7月11日(水)

- 新潟展 水の駅「ビュー福島潟」
2018年7月21日(土)～9月2日(日)

- 岡山展 岡山シティミュージアム
2018年9月15日(土)～10月21日(日)

- 富山展 富山市科学博物館
2018年11月24日(土)～12月9日(日)

- 島根展 島根県立三瓶自然館サヒメル
2018年12月22日(土)～2019年2月3日(日)

- 広島展 5-Days子ども文化科学館
2019年3月16日(土)～4月7日(日)

- 宮崎展 宮崎県総合博物館
2019年4月27日(土)～6月9日(日)

金丸重嶺 vs 名取洋之助

—オリンピック写真合戦 1936



オリンピック道路と称された通りに立つ人々 1936.7.20-8.28撮影 金丸重嶺



練習中の米国ジェシー・オーエンス(100m、200m、走り幅跳びで金メダル) 名取洋之助

2018年6月5日(火)～7月1日(日)

JCII PHOTO SALON

10:00a.m.～5:00p.m. 入場無料 月曜休館
共催：JCIIフォトサロン 日本大学芸術学部